

宝塚市待機児童ファミリーサポートセンター利用助成実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、宝塚市立地域児童育成会（以下「育成会」という。）及び同校区内にある民間放課後児童クラブ（以下「児童クラブ」という。）に入所待ちとなった児童（以下「待機児童」という。）の保護者が、宝塚市ファミリーサポートセンター事業（以下「ファミリーサポート事業」という。）を利用した場合にその利用料の一部を助成することにより、待機児童の健全な育成環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 育成会利用時間 宝塚市立地域児童育成会条例施行規則（平成17年規則第3号）第2条に規定する開所時間のうち、入所申請に基づく時間をいう。
- (2) 育成料 宝塚市立地域児童育成会条例及び条例施行規則に基づく地域児童育成会育成料をいう。
- (3) 提供会員 ファミリーサポート事業における提供会員をいう。
- (4) 依頼会員 ファミリーサポート事業における依頼会員をいう。
- (5) 利用料 依頼会員が提供会員に支払う報酬をいう。

(助成の対象者)

第3条 この要綱による利用料の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、各年度における待機児童の保護者で、依頼会員に登録する者とする。ただし、待機児童が育成会または児童クラブに入所した場合及び入所の申込みを辞退した場合は、対象者から除外する。

(助成対象経費)

第4条 助成の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、育成会利用時間内に受けた保育にかかる援助活動に対して、対象者が提供会員に支払った利用料金とする。ただし、食費及び交通費等実費は助成対象経費から除く。

(助成額)

第5条 市長は、予算の範囲内において前条に定める助成対象経費を助成するものとする。ただし、次の各号に掲げる金額は控除する。

- (1) 地域児童育成会を利用した場合にかかる育成料相当額
- (2) 対象者が宝塚市ファミリーサポート助成事業実施要綱に基づく助成を受けているときは、その助成額

(登録申請)

第6条 対象者は、第11条で定める申請書の様式により、事前に登録申請をしなければならない。

- 2 対象者は前項の登録申請をするときには、ファミリーサポート事業の利用予定を記入しなければならない。
- 3 対象者は登録内容に変更の必要が生じた場合には、すみやかに届けなければならない

ない。

(審査)

第7条 市長は前条に掲げる登録申請を受けたときは、内容を審査し、対象者に利用の可否を通知しなければならない。

(助成金の請求)

第8条 助成金の交付を受けようとする者は、ファミリーサポート事業を利用した月の翌月10日までに第11条で定める請求書の様式に援助活動報告書の写しを添付し、市長に提出しなければならない。

(助成金の支給)

第9条 市長は前条の請求があったときは、当該請求書に係る書類を審査し適切と認めるときは、支給すべき額を確定し、助成金を支払うものとする。

(助成金の返還)

第10条 市長は、助成金の支給を受けた者が虚偽その他不正の行為により助成金の支給を受けたときは、当該支給を取り消し、かつ、期限を定めて既に支給した助成金の全部または一部の返還を命じるものとする。

(様式)

第11条 この要綱の施行に関して必要な様式は、市長が別に定める。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年11月1日から施行する。